



人権の花を咲かせよう ⑧

夫や恋人からの暴力は犯罪です 女性に対する暴力のない社会をめざして

DV(ドメスティックバ
イオレンス)とは、結婚
や恋愛など、親密な関係
にある、またはあった人
から振るわれる暴力をい
います。身体的暴行、精神
的な嫌がらせや脅迫、性的強
要など、さまざまな形態があり
ます。

平成20(2008)年に内閣府が
行なった「男女間における暴力
に関する調査」では、「配偶者事
実婚や別居中の夫、元配偶者も
含む)からの暴力を受けたこと
のある女性が3割にのぼり、この
うち1割が命の危険を感じたこ
とがあると答えました。「配偶者
暴力防止法」の制定により、D
Vは犯罪となる行為をも含む重
大な人権侵害であることが明確
にされ、社会的な認識も高まっ
ています。

平成19(2007)年に策定し
た「三原市男女共同参画プラン」
のなかでは、DV防止、被害者
自立支援強化を目標に掲げ、県
関係機関や警察などとの連携や
相談体制の整備などに努めてい
ます。さらに、セクシュアルハ
ラスメントやストーカー行為な

ど女性に対する暴力根絶に向け
た取り組みもしています。

市が開設する女性相談には、
年間約100件の多様な相談が
あり、中でもDVを訴える人が
年々増えています。最近では、
若者の間で、交際相手から受け
る暴力「デートDV」も問題に
なっています。

あなたは悪くありません。悪
いのは暴力を振るう相手です。
自分さえ我慢すればと一人で悩
まず、まずは相談することが大
切です。

そして、一人ひとりが地域や
家庭で、DVへの関心を持つこ
とが、安心・安全な地域社会を
築くことにつながります。

(人権啓発広報編集委員会)

※配偶者暴力防止法：配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保
護に関する法律 平成13(200
1)年制定。

女性相談
とき 毎週月・火・木曜日(祝日
は除く)9時~16時
ところ サン・シープラザ(3階)
☎0848⑥0122

人権標語

(小学3年生の作品)

さべつする あなたの心が ないている



55 消費生活相談

以前利用した業者に、
シロアリ消毒を勧められたが：

《相談内容》

数年前に契約したシロアリ
駆除の業者から「駆除剤の効
果が切れているので、一度点
検してどうか」と電話があ
った。無料だったので、3日前
に業者に来てもらった。

すると「床下は問題なかつ
たが、庭にシロアリの巣があ
るので、消毒してどうか。キ
ャンペーン中で安くする」と
勧められた。消毒の契約をし
たが、高額な上、効果につい
ても疑問がある。また、消毒は行
なっていない。契約を取り消
したい。

《アドバイス》

訪問してきた業者に勧めら
れて庭の消毒の契約をしたの
で、クーリング・オフ(無条件
解約)が可能です。クーリン
グ・オフの期間は契約書面の
受領後8日以内です。契約書
面を受け取った日から契約は
始まっており、消毒をした日

ではありません。相談者には、
クーリング・オフの書面を出
すように助言しました。

相談事例のほか「無料で床
下を点検する」と言つて、見知
らぬ業者が床下換気扇の設置
などを契約させる場合もあれ
ば、以前契約した業者が訪問
して、新たなサービスの契約
を持ちかけることもあります。
仮に過去の保障期間として訪
問した場合でも、訪問後に勧
められる契約は全く別物です。

「床下にひびが入った」や
「庭にシロアリの巣がある」と
言つて、不安にさせて消毒
サービスの契約をさせよ
うとしますが、決して安いも
のではありません。
必要のない契約だと思つた
ら、きっぱり「要らない」と断
ることが必要です。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎0848⑥6410

とき 3日・23日を除く月
金曜日9時~12時、13
時~16時

11月の消費生活巡回相談
13日(金)14時~16時

本郷支所
20日(金)14時~16時

久井支所
27日(金)10時~12時

大和保健福祉センター
問い合わせ先 商工振興課
☎0848⑥6072 FAX 0
848④4103

